

○積算基準及び標準歩掛等公表要領

(目的)

第1条 この要領は、茨城県土木部が発注する建設工事等について、入札・契約手続きの透明性・競争性・客観性をより一層高めるために、土木工事及び建築工事の積算に用いる積算基準及び標準歩掛等（以下、「基準書」という。）の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基準書の種類)

第2条 公表する基準書は、次の各号のとおりとする。

- (1) 積算基準及び標準歩掛 土木編
- (2) 積算基準及び標準歩掛（別冊）計画調査編
- (3) 積算基準及び標準歩掛（別冊）電気通信・機械編
- (4) 積算基準及び標準歩掛（別冊）公園緑地工
- (5) 請負工事機械経費積算基準
- (6) 港湾土木請負工事積算基準
- (7) 下水道用設計標準歩掛表 第1巻 管路
- (8) 下水道用設計標準歩掛表 第2巻 ポンプ場・処理場
- (9) 下水道用設計標準歩掛表 第3巻 設計委託
- (10) 下水道用設計標準歩掛表 第4巻 参考資料
- (11) 公共建築工事積算基準
- (12) 公共住宅建築工事積算基準
- (13) 公共住宅電気設備工事積算基準
- (14) 公共住宅機械設備工事積算基準

(公表方法)

第3条 基準書は、茨城県行政庁舎1階「公共事業情報センター」に置き、希望者に閲覧させるものとする。

- 2 公共事業情報センター内でのコピーは可能（カメラ及びハンディーコピーの使用を含むものとする。）とする。ただし、積算基準及び標準歩掛等公表要領第2条にて定められている（6）から（14）の各号の基準書については、著作権が茨城県土木部に無いので、複製を禁ずる。
- 3 閲覧時間は、月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く）の午前9時から正午、午後1時から午後4時までとする。ただし、必要がある場合は、閲覧時間について制限することがある。

(閲覧留意事項)

第4条 閲覧人は、係員の指示に従い指定された場所で閲覧し、これを室外に持ち出し、又は汚損若しくは加筆等の行為をしてはならない。

- 2 基準書の貸出は、行わないものとする。または、閲覧者は、氏名、住所、会社名及び閲覧の月日を記帳させるものとする。
- 3 基準書の具体的内容等について、電話、来訪等による問い合わせには応じないものとする。
- 4 この規程に違反し、又は係員の指示に従わない閲覧人に対しては、閲覧を中止し、又はこれを禁止することがある。

附則

この規程は、平成14年4月15日から施行する。

この規程は、平成28年6月13日から施行する。

この規程は、令和元年8月30日から施行する。

参考

(6) 港湾土木請負工事積算基準

監修 国土交通省港湾局

編集 (一財) 港湾航空建設技術サービスセンター (SCOPE)

発行 (公社) 日本港湾協会

(7) 下水道用設計標準歩掛表 第1巻 管路

(8) 下水道用設計標準歩掛表 第2巻 ポンプ場・処理場

(9) 下水道用設計標準歩掛表 第3巻 設計委託

(10) 下水道用設計標準歩掛表 第4巻 参考資料

監修 下水道用歩掛検討委員会

編集・発行 下水道新技術推進機構

※(6)～(9)の解説書「下水道用設計積算要領」は、(公社)日本下水道協会にて発行。

(11) 公共建築工事積算基準

監修 国土交通省大臣官房庁営繕部

編集・発行 (一財) 建築コスト管理システム研究所

発行 (株) 大成出版社

(12) 公共住宅建築工事積算基準

(13) 公共住宅電気設備工事積算基準

(14) 公共住宅機械設備工事積算基準

編集 公共住宅事業者等連絡協議会

発行 (株) 創樹社